

「第7期伊賀市障がい福祉計画・第3期伊賀市障がい児福祉計画」中間案に関するご意見・ご質問

該当箇所 (ページ数など)	ご意見・ご質問	修正	回答
目次	目次で示されているページが途中からずれています。	有	修正します。
3 11行目	「外国籍の人のサービス利用が増加し、生活習慣の違いや背景を理解した上での支援が必要となっている」ということですが、外国籍の人に特化したサービス(例えば計画相談員との話し合いや、通院時に通訳の方を派遣するなど)を教えてくださいたいです。	無	市の業務に関わる手続き(窓口での相談や認定調査等)につきましては、通訳の同行が可能です。しかし、相談支援専門員や事業所との話し合い、通院等には派遣することができませんので、個人(または事業所)で通訳を探していただく必要があります。 簡単な日本語であれば理解いただける方も多く、市では「やさしい日本語」の研修会を開催しています。
5 【市の目標値】 2～5行目	「～ながら、～行うとともに、～連携し、～するとともに、～します。」 *上記の文意が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。1つの文章の中に「～とともに」という言葉が2度出てくるからでしょうか。ご検討をお願い致します。	有	「地域移行を行うために必要なサービスの整備を図りながら、施設への聞き取りや本人の意向確認を行い、…」に修正します。
6 【市の目標値】 表の中にある考え方の文章	「圏域体制での協議の場を今後も引き続き行う。」 *「協議の場」は「設ける」あるいは「設置する」に続く方が分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。	有	【考え方】「圏域体制での協議を今後も引き続き行う。」に修正します。
7 市の目標値	「障がいのある人と企業の求めることの認識の違いにより、求人率は増加しているものの、一般就労につながらないケースがあります」というところで、 ①認識がどのように違うのか教えてくださいたいです。 ②具体的な例を教えてくださいたいです。	無	<ハローワーク> ・企業の求める能力に本人の能力が達していない、一般就労につながっても、本人が働いてみたら思っていた仕事と違い、直ぐに退職してしまうケース。 ・就労継続支援B型事業所に通所しているが、継続して毎日通所できておらず、また支援者の言うことが聞けず、個人でハローワークへ来て応募希望されるようなケースは、就労準備性が整っておらず、一般就労へつながらないことがあります。 ・応募したい求人がない(通勤、賃金、仕事内容など)。
10 【国の指針】 1～4行目	*【資料3】の3ページにある記載内容が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。「総合的な相談支援」という言葉が、後ろの文章とつながってこないように思います。 「…各市町村において、地域の相談支援体制の強化…(中略)…相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援体制を確保することを基本としています。」とする方が文意が伝わってくるように思います。	有	左記の表記に修正します。
10 【市の目標】	第6期計画の中では、基幹相談支援センターとして障害福祉と介護保険サービスをつなぐ役割について具体的な表記となっていました。この点の説明をお願いします。	無	第7期計画の中では、第6期で表記していた内容と異なっていますが、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する利用者は増加しており、引き続き基幹相談支援センターが両サービスをつなぐ役割を担います。
10 市の目標 7行目	「今後、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの支援体制の見直しを行い、市で行う相談支援を基幹相談支援センターに集約し…」というところで、基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの仕事の分け方はどのようになりますか。相談に行く人はどちらに行けばよいのかわかるようになってきているのでしょうか。	無	平成18年に障がい者相談支援センターが、平成30年に障がい者相談支援センター内に基幹相談支援センターが設置されました。それぞれ担当がありますが、同一所内であることを強みに役割を補い合いながら運営してきました。基幹相談支援センターに集約することで障がい者相談支援センターの名称は消失しますが、従来通りの運営となることが見込まれます。
11 【国の指針】 2行目 【市の目標】 1～4行目	【国の指針】2行目「…体制を構築することを基本としています」の後の句点が抜けていますのでご確認ください。 「～把握することで、～検証するため、～研修等へ積極的に参加します。」 *上記の文意が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。 「検証するため」に研修会等へ参加するわけではないと思いますし…。	有	【国の指針】の語尾に句点を加えます。 【市の目標】「市の職員は、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているか検証を行っていくことが求められているため、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行います。」に修正します。
13 【市の目標値】 1行目	「～重症心身障がい児を対象とする児童発達支援及び～」 *「児童発達支援」→「児童発達支援事業所」ではないでしょうか。同ページ【市の状況】1行目には「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」との表記があります。ご確認ください。	有	「児童発達支援事業所」に修正します。
13 市の状況 4行目	「医療的ケア児の支援については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携強化に向けた協議を行っている」ということですが、具体的にどの機関(部署)の方が、どのような取り組みをされているのか教えてくださいたいです。	無	現状としては庁内の防災危機対策局、学校教育課、医療福祉政策課、保育幼稚園課、健康推進課、子ども発達支援センター、障がい者相談支援センター、障がい福祉課が「にじいろネット」として定期的に連携強化に向けた協議を行っています。

13	重症心身障がい児(者)、特に医療的ケア児(者)への支援体制で、生活介護やショートステイを受け入れられる事業所が少ないように思いますが、現状を教えてください。	無	医療的ケア者が利用できる、看護師が配置されている生活介護事業所は市内2か所であり、医療的ケア児(者)が利用できる短期入所事業所は県内7か所です。医療的ケアを必要としない重症心身障がい児(者)の方は、個人の身体状況に合わせ、福祉型の事業所を利用されている方もいます。
----	--	---	--